

平成27年度境港市介護保険運営協議会（第2回） 会議録

■ 日 時：平成28年2月24日（水）13:30～14:20

■ 場 所：境港市役所 保健相談センター 研修室

■ 日 程

- 1 開会
- 2 運営協議会の運営について
(1) 会長あいさつ
- 3 協議事項
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業実施に係る基準・単価について
(2) 境港市介護保険運営協議会設置要綱の改正について
(3) 地域密着型通所介護事業所の指定について
- 4 その他
- 5 閉会

■ 出席者（敬称略）

（委員）足田 京子、市場 美帆、稲賀 潔、遠藤 勲、高木 敏行、高松 武美、
渡邊 はるみ

（事務局）

沼倉 加奈子（長寿社会課長）、真木 由紀子（長寿社会課高齢者福祉係長）、
井上 千恵（同介護保険係長）

欠 席 ： 3 名（門脇 眞澄、小島 雪子、鷓鴣 一輔）

■ 会議録（要旨）

- 1 開会（沼倉長寿社会課長）（13:30）
- 2 運営協議会の運営について（沼倉長寿社会課長）
- 3 議 事

【会長】

日程3の協議事項にはいります。「介護予防・日常生活支援総合事業実施に係る基準・単価について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料1ページをご覧ください。

介護保険法の改正により、これまで介護保険の予防給付により全国一律の基準により提供されていた要支援1・2の方が利用する訪問介護・通所介護が、市町村が取り組む地域支援事業の一つである「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行することになりました。総合事業への移行は、平成30年4月までに完全移行するこ

とになっており、本市では平成 28 年 4 月に移行いたします。

資料 2 ページをご覧ください。

現行サービスと総合事業移行後のサービスの構成になります。上から 2 段目の四角で囲んである要支援 1・2の方が利用する介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護が総合事業に移行し、それ以外の訪問看護や通所リハといったサービスはこれまでと同様、介護予防給付でサービスを受けることができます。

続けて資料 3 ページをご覧ください。

総合事業は、要支援 1・2の方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と 65 歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」で構成されます。総合事業における訪問型サービスや通所型サービスの内容については、現行と同水準のサービスのほか、緩和した基準によるサービスや住民主体による支援など多様な主体による多様なサービスが想定されています。資料の中央、太枠で囲んでいます「現行サービス相当」の訪問介護と通所介護については、4 月から実施しますが、その他②から④のサービスについては、例えばシルバー人材センターによるサービスや、現在市が行っている筋力向上トレーニング事業などが想定されますが、これらについては平成 29 年度から実施できるよう関係機関とも調整していきたいと考えております。

資料 4 ページをご覧ください。

4 月から総合事業に移行する訪問介護、通所介護についてご説明いたします。総合事業では、事業所の基準、サービス内容を市町村で設定することになっており、サービス単価、費用負担についても現行制度を上回らない範囲で市町村が設定することになっております。現行サービス相当の事業ということで、訪問介護・通所介護とも、サービスの内容、事業者は現行の介護予防給付同様とし、新たな事業所の指定についても、現行の指定基準と同様とします。利用できるサービス回数、利用者負担についても現行サービスと同様とします。変更するのはサービス単価で、予防給付では月額単価設定がなされていましたが、総合事業では、1 回毎の単価と月額単価を併用し、単価は国の基準単価を用いることとします。これは、月額単価の場合、月に 1 回利用しても 4 回利用しても同じ金額となり、利用者はその 1 割ないし 2 割を負担しておりましたが、1 回毎の単価設定をすることで、利用回数に応じた負担をすることとなり、利用者の負担軽減を図ることになります。

また、例えば、通所介護を要支援 1の方が利用する場合、基本的には週 1 回の利用となりますので、月に 4 回、週が 5 週ある月は 5 回の利用となります。これは、1 回毎の単価で月 5 回利用した場合は現在の月額報酬を超えることとなり、単価は現行制度を上回らないように設定しなければならないため、5 回目のサービスが利用できないこととなります。そのため、5 週ある場合は 1 回毎の単価ではなく現在の月額単価を用いることで、利用者が継続してサービスが受けられる体制を作ります。

このように、現在の利用者が、受けていたサービスが受けられなくなることはないよう、なおかつ、利用の実情に応じた費用負担となるよう、サービス単価を 1 回毎の単価と月額単価の併用で設定しております。

【会長】ただ今、「介護予防・日常生活支援総合事業実施に係る基準・単価について」説明がありましたが、ご質問・ご意見等をお願いします。

【委員】

米子市の事業所を利用しても同じでしょうか。

【事務局】

境港市の被保険者の単価ですので、米子の事業所を利用してもこの単価です。米子の被保険者が境港市の事業所を利用した場合は、5回目は自己負担です。

【委員】

自己負担というのは10割負担ということですか。

【事務局】

1回の利用が378単位の場合、3780円ということになります。1割負担の方の場合でしたら378円ですが、米子市では5回利用される場合は3780円払うことになります。

【会長】

ご意見等をいただきましたが、介護予防・日常生活支援総合事業実施に係る基準・単価についてご承認いただけますでしょうか。

承 認

【会長】

それでは、次に「境港市介護保険運営協議会設置要綱の改正について」の協議に入ります。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

「境港市介護保険運営協議会設置要綱の改正について」の1ページを開いてください。介護保険運営協議会は、境港市における介護保険制度の運営にあたり、介護保険及び保健福祉のあり方、地域密着型サービスの適正な運営、並びに地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営について審議検討するため平成18年4月に設置されました。現在は、これらの内容に加え、高齢者福祉・介護保険事業計画の進行状況においてもこの介護保険運営協議会でご協議いただいています。この高齢者福祉・介護保険事業計画の進行状況について、以前は「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会」において協議されていましたが、この推進委員会は、平成15年度の開催を最後に開催されていません。また、委員構成も介護保険運営協議会と同じであることから、この「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会」を廃止し、介護保険運営協議会の所管事項に「境港市高齢者福祉計画・境港市介護保険事業計画の進行状況の管理に関する事」という一文を加えることにより、現行どおりこの介護保険運営協議会において、高齢者福祉・介護保険事業計画の進行状況についてご協議いただきたいと思いますと考えています。

また、もう1点地域密着型サービス事業所の選定方法の見直しにより、介護保険運営協議会の設置要綱の変更をしたいと考えています。資料の2ページをご覧ください。地域密着型事業者の選定は、この介護保険運営協議会において行っています。今日は、この選定方法の見直しについて説明します。今までの選定方法は、書面で応募のあった事業所の概要等を説明し基準等をみたまことを確認いただくものでした。しかしな

がら、この選定方法では、複数の事業所から応募があった場合などに公平な審査・選定がしにくいという問題点があります。そこで、事業所選定にかかる基準を設け、応募事業者からの事業計画提案書についてのヒアリングをこの運営協議会で行うことにより事業所の選定をしたいと考えています。そして、このヒアリングによる審査を公平かつ円滑に行うため、運営協議会の委員が応募事業所の関係者であった場合には、事業所選定の協議に参加しないという旨の一文を運営協議会の設置要項に加えるのはどうかと考えています。

【会長】

ただ今、「境港市介護保険運営協議会設置要綱の改正について」説明がありましたが、ご質問・ご意見等があれば、お願いします。

【委員】

ヒアリングは具体的に何をするのでしょうか。

【事務局】

事業者が事業計画提案書に基づき各項目を説明し、内容についての聴き取りをした後、算定基準により点数化して審査いただくというものです。

【委員】

今まではヒアリングはなかったのか。

【事務局】

今までは提案書の内容についてどうかをお話し合いいただき決定していました。

【委員】

複数の応募がなくてもヒアリングは行うのですか。

【事務局】

審査を行うということに重きを置きたいので、1社であってもヒアリングは行います。

また、来年度の事業所公募について、ホームページ等でお知らせしていることを報告します。

【会長】

他にご意見等がないようでしたら、境港市介護保険運営協議会設置要綱の改正についてご承認いただけますでしょうか。

承認

【会長】

それでは、次に「地域密着型通所介護事業所の指定について」の協議に入ります。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

「地域密着型通所介護事業所の指定について」説明します。資料の1ページを開いてください。

介護保険法の改正により、利用定員が18人以下の通所介護については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携、運営の透明性や地域包

括ケアシステムの構築を図るうえで整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため地域密着型サービスに移行することになっています。「2. 地域密着型サービスの特徴及び今回の移行に係る特例」にあるように、このことにより大きく変わる点があります。それは、今まで県の指定を受けていたものが市町村の指定に変わるため、事業所を所管する市町村の住民以外が利用できなくなることです。ただし、平成 28 年 3 月 31 日時点で利用者であれば、その利用者の保険者から自動的にみなし指定を受けるとなり、その利用者に限っては平成 28 年度以降も地域密着型通所介護事業所を利用することができます。このみなし指定は移行前にいた利用者限定して適用されるため、平成 28 年 4 月 1 日以降に所在地市町村外の住民を受け入れるには、所在地市町村の同意を得た上でその市町村から新たな指定を受ける必要があります。それでは、本市の現在の状況についてご説明します。「3. 本市における状況」にあるように本市には現在 4 箇所の通所介護事業所があり、そのうち 1 箇所が地域密着型通所介護に移行予定です。この市内の事業所については、制度改正の影響は無いのですが、次のページの上段にあるように通所介護利用者の半数に近い人が市外の事業所を利用していることが問題になります。「4. 本市における地域密着型通所介護移行後の問題点」にあげているように、平成 28 年 4 月 1 日からは市外の地域密着型通所介護事業所は境港市の新規利用者を受け入れることができなくなります。これにより、2 つの問題が起こります。1 つは、その事業所の立地から境港市の利用者が 8 割を超えるところもあり、境港市の新規利用者が受け入れられなくなると事業所の存続が厳しくなるものがあることです。もう 1 つは、市内にはないリハビリ特化型の短時間デイサービスや少人数でのサービスを希望する方のニーズに答えることが難しくなることです。そこで、平成 27 年 12 月時点で、境港市からの利用者を受け入れている米子市の 10 事業所と松江市八束町の 2 事業所に聞き取りを行いました。その結果、米子市内の 5 事業所及び松江市内の 2 事業所については、利用定員を増やすことにより通常規模の事業所へ移行する予定があるなどで影響はないと聞き取りました。残る米子市内の 5 事業所については、立地条件から境港市の利用者を受け入れたいと希望されるものが 2 つ、リハビリ特化型などで事業所に特徴があるものが 3 つであり、各事業所とも境港市の新規利用者を今後も受け入れたいとの希望がありました。これらの事業所に、今後も新規利用者を受け入れていただくには、米子市の同意を得た上で、境港市が各事業所を指定しなければなりません。そこで、米子市長にこれら 5 事業所について新規利用者の受け入れができるよう協議し、指定することについて委員の皆様にご協議いただきたいと考えています。

【会長】

ただ今、「地域密着型通所介護事業所の指定について」説明がありましたが、ご質問・ご意見等があれば、お願いします。

【委員】

現在、通所介護利用者の半数近くが米子市の事業所を使っているということですが、これからもどんどん連携を図っていくのですか。

【事務局】

制度改正後に新規で地域密着型通所介護を始める事業所についての指定は考えてい

ません。

また、今後については状況をみて連携を図っていきたいと考えています。

【委員】

地域密着型サービスは、その地域において行うものであるが、境港市と米子市の境界は今でも連携していますね。地域密着型通所介護については、当分の間は米子市にお世話になることも考えられますが、地域密着の意味も考えなければいけませんね。

【事務局】

利用者の推移を見守りながら、需用を考えた上での連携になると思います。

【委員】

新しい利用者はできるだけ原則に沿って、継続利用者は慣れたところがいいので今のままがいいですが、新しい利用者についてはなるべく原則を踏まえていったほうがいいのではないのでしょうか。

【事務局】

現時点で境港市の利用者が 8 割を超えているような事業所は、なかなか新規利用者を米子市内から取るのが難しい現状があり、境港市からの新規利用者がとれないと経営が立ちいかなくなると聞いています。

また、米子市にしかないリハビリ特化型の事業所に新規利用者を利用できなくなってしまいます。

【委員】

それであれば同じような事業所の場合は境港市のものを優先させたらいいと思います。原則を全く無視しないように。

【事務局】

あくまで今の時点での判断ですので、今後状況が変われば同意をいただけなくなる可能性もあります。

【委員】

地域密着型通所介護の事業所は今後さらにできそうですか。

【事務局】

第 6 期の事業計画では新規の予定はありません。

【委員】

定員の多いところは大丈夫なんですね。

【事務局】

今までと変わりありません。

【委員】

米子市の同意や指定は年度単位ですか。

【事務局】

一度同意をいただければ、それを基に指定できます。また指定更新は 6 年ごとです。

【委員】

現状のままで…ということですね。

【会長】

他にご意見等がないようでしたら、地域密着型通所介護事業所の指定についてご承認

いただけますでしょうか。

4 その他

【会長】

日程4「その他」に移りますが、事務局から何かありますか？

【事務局】

前回の会でお話しました地域包括支援センターの一本化についてお話しします。直営の一本化については議会の承認もいただけたということで、平成28年度の予算編成後3月議会に上程させていただきますが、内容といたしましては平成28年10月から直営一本化ということになります。それまでは両法人での委託ということで予算計上しています。3月議会での承認後には、市民の皆様への広報を含めて平成28年度早々から一本化に向けて準備していきたいと思います。職員は出向という形をとりますが、いろいろな会でお声をいただいていますようにこれまでの信頼関係を維持することが前提になっており、10月からは両法人から職員を出向させていただく方向で協議をしていきたいと思います。場所はできれば市役所の1階フロアでと考えています。

5 閉会（14:20）

【会長】

それでは全ての日程が終了しましたので、これをもちまして本日の会は閉会といたします。皆様お疲れさまでした。